

【第2弾】「河川堤防の刈草を無償提供します」

～ 最上川の刈草を地域の皆さんで活用してみませんか ～

山形河川国道事務所では、河川堤防の異常の早期発見や強度維持を目的に、**年2回堤防除草**を実施しています。

堤防除草で**発生した刈草**については、家畜の飼料等に**有効活用**して頂き好評を得ております。今回**第2回目の除草後の刈草の無償提供**を下記のとおり開始しますのでお知らせします。

1. 提供期間及び提供河川

【提供期間】

平成30年9月中旬～10月下旬の間

【提供河川】

最上川、吉野川、置賜白川、須川、村山野川 他

2. 申し込み方法等（最寄りの出張所にご連絡下さい）

除草箇所と除草時期の**詳細は、担当出張所にご確認願います。**

刈草の搬出は、**事前に申込用紙を出張所に提出**していただき、内容を確認後、各自で行って頂きます。

申し込み用紙は下記ホームページからダウンロードできます。たま、各出張所でも申し込み用紙を用意しております。

【申し込み先】

①南陽出張所（東置賜地区）

〒999-2232 南陽市三間通1-4

TEL0238-43-2011

②長井出張所（西置賜地区）

〒993-0002 長井市屋城町4-39

TEL0238-88-2310

③寒河江出張所（村山地区）


〒991-0043 寒河江市大字島字島東2-39

TEL0237-86-3069

山形河川国道事務所ホームページ

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

《発表記者会：山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部》

問い合わせ先	
 国土交通省	国土交通省山形河川国道事務所 TEL 023-688-8942
	技術副所長 <small>さとう</small> 佐藤 <small>かつみ</small> 勝美（内線204）
	河川管理課長 <small>つちだ</small> 土田 <small>あきお</small> 昭夫（内線331）

河川堤防の刈草提供河川【寒河江出張所管内】



【申し込み先】

寒河江出張所(村山地区)

〒991-0043 寒河江市大字島字島東239 tel 0237-86-3069

河川堤防の刈草提供河川【長井出張所管内】



【申し込み先】

長井出張所(西置賜地区)

〒993-0002 長井市屋城町4-39 tel 0238-88-2310

河川堤防の刈草提供河川【南陽出張所管内】



【申し込み先】
南陽出張所
（東置賜地区）
〒999-2232
南陽市三間通14
tel 0238-43-2011

刈草提供申込書

申込月日	平成 年 月 日
住 所	
氏 名	
連 絡 先	()
提供希望量	梱包ロール _____ 個分 又は 軽トラック _____ 台分
利用目的	家畜の飼料 ・ 敷ワラ ・ 堆肥 ・ その他 ()
積込方法	人力 ・ 機械 ・ その他 ()
運搬方法	軽トラック ・ 2 tトラック ・ 自家用車 ・ その他 ()
その他	

引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施して下さい。(国土交通省は一切の責任を負えません)

また、引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)ないように責任をもって管理し、上記申し込み事項及び注意事項に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局

山形河川国道事務所

出張所長 殿

氏 名 : _____ 印

【個人情報の保護】

上記申込書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。(山形河川国道事務所)

〈刈草提供注意事項〉

1. 提供の方法

- ・刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。
また、提供する刈草の場所は調整の上、担当出張所より指定いたします。
なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなります。

①寒河江出張所・・・・・・（担当区間：山形市、寒河江市、天童市、東根市、村山市
河北町、朝日町、山辺町、中山町、大江町）

〒991-0043 寒河江市大字島字島東 239

TEL 0237-86-3069

②長井出張所・・・・・・（担当区間：長井市、白鷹町）

〒993-0002 長井市屋城町 4-39

TEL 0238-88-2310

③南陽出張所・・・・・・（担当区間：米沢市、南陽市、高島町、川西町）

〒999-2232 南陽市三間通 14

TEL 0238-43-2011

2. 刈草について

- ・刈草は、1回目（6月中旬～7月下旬）、2回目（9月中旬～10月下旬）の年2回、梱包機によって梱包された状態で置いてあります。
- ・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。
（引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください）
- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。
- ・堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もありますので、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。

3. 提供にあたっての注意点

- ・刈草は、地域のみなさまに広く活用して頂くことを目的としておりますので、お1人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・引き取った刈草は不法投棄や、転売等営利目的に使用することを禁じます。
- ・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承ください。

- ・堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行に支障にならないようお願いします。
- ・積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任をもって清掃してください。
- ・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面への車両乗り入れをしないようご注意ください。万が一、堤防を損傷させた場合は、補修費を負担して頂くことがあります。
- ・積込・運搬時の事故及び引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。十分注意していただくようお願いします。
- ・万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。

～平成30年 1回目の刈草の活用状況～

堤防除草で発生する刈草については、希望される方に現地に取りにきていただき有効活用していただいております。平成30年度1回目の刈草についてもたくさんの方にお申し込みいただいております。

2回目の刈草提供につきましても、さらに多くの方にご活用いただきたく、お申し込みをお待ちしております。

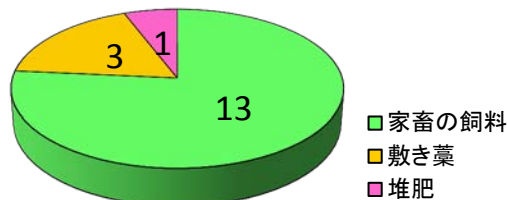


【ご利用いただいた方の声】

- 毎年もらってるので助かっている。
- 昨年に比べて乾燥していて状態も良いので多くもらっていきたい。
- 乾燥状態が良いものであれば飼料として日持ちがするので、保管できるだけ持って行きたい！
- 濡れた草はすぐに腐ってしまうためできるだけ乾燥した状態のものがほしい。

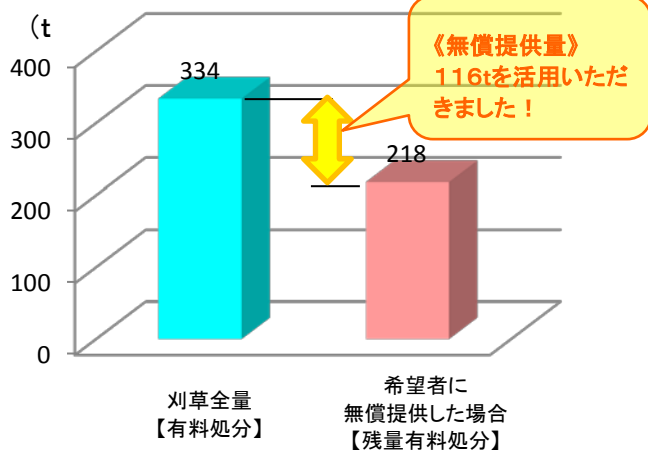
【刈草の使用目的】

今年度1回目の提供には、17の方に申し込みいただきました。



家畜の飼料	13人	(全体の 76%)
敷き藁	3人	(全体の 18%)
堆肥	1人	(全体の 6%)

【刈草の提供量】



今年度1回目の除草後→**刈草全量 334 t**
このうち、**無償提供量 116 t**

全体量の約 35%の刈草をご活用いただきました！

これにより、処分場で有料処分する量が減り、費用を縮減することができました！！

※ 刈草の乾燥状態は、降雨の状況により変わりますので、状態を確認したい場合は、堤防上に梱包しているロールをご覧ください。担当出張所にお問い合わせください。